

古平町空き家情報バンク Q&A

質問1：古平町に住民登録がなくても、空き家情報バンクに登録できますか。

回答1：古平町内に空き家等を所有している方であれば、住民登録に関係なく登録できます。

質問2：空き家情報バンクに登録できる物件は、どのような物件ですか。

回答2：空き家情報バンクに登録できる物件は、次のとおりです。

- (1) 居住していない住宅で町内にあるもの
 - (2) 商業活動を行っていない店舗・事務所で町内にあるもの
- ※近く居住又は商業活動をしなくなる予定のものを含む

質問3：店舗併用住宅は空き家情報バンクに登録できますか。

回答3：登録できます。

質問4：古い住宅ですが、空き家情報バンクに登録できますか。

回答4：登録できます。

ただし、老朽化が著しい状態や大規模な修繕が必要な状態である場合は登録をお断りさせていただきます。

質問5：敷地内に駐車場や倉庫がありますが、空き家情報バンクに登録できますか。

回答5：建物の附属施設として登録できます。

古平町空き家情報バンク登録申込書に附属施設の詳細を記載してください。

質問6：空き家を所有していますが、土地は借地（第三者所有）の場合、登録できますか。

回答6：登録できます。

ただし、古平町は空き家の売買に係る土地の取扱い等には一切関与しません。

質問7：空き家が未登記の場合、空き家情報バンクに登録できますか。

回答7：空き家が未登記の場合は、登録できません。

質問 8 : 空き家を相続しましたが、所有権移転登記を行っていません。

空き家情報バンクに登録できますか。

回答 8 : 所有権移転登記を行っていない場合は、登録できません。

質問 9 : 抵当権が設定されている物件は登録できますか。

回答 9 : 抵当権が設定されている物件や所有者以外の者による権利が設定されている場合は、登録できません。

質問 10 : 空き家情報バンクへの登録は、売買か賃貸のどちらか一方ですか。

回答 10 : 「売買」、「賃貸」、「売買と賃貸の両方」で登録できます。

質問 11 : 空き家情報バンクの登録期間は何年ですか。

回答 11 : 登録期間は原則 2 年ですが、古平町空き家情報バンク登録延長届出書を古平町に提出することで、登録期間を 2 年間延長することができます。

質問 12 : 空き家情報バンクの登録に費用はかかりますか。

回答 12 : 空き家情報バンクの登録に費用はかかりません。ただし、提出書類の取得等に費用がかかる場合があります。

質問 13 : 空き家情報バンクに登録するには何が必要ですか。

回答 13 : 空き家情報バンクの登録には、次の書類が必要になります。

- (1) 古平町空き家情報バンク登録申込書 (様式第 1 号)
- (2) 位置図、配置図、間取図、物件の外部・内部を撮影した写真等
- (3) 同意書 (様式第 1 号その 2)
- (4) 土地・家屋の登記簿謄本 (登記事項証明書) の写し
- (5) 不動産業者等へ管理や仲介を委任している場合は当該契約書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

質問 14 : 空き家情報バンクに登録した場合、建物等の管理 (除雪や草刈りなど) はどうなりますか。

回答 14 : 利用者が決まるまでは所有者の責任で管理を行うこととなります。

質問 15 : 空き家の固定資産税、火災保険は誰が払うのですか。

回答 15 : 所有者が支払うこととなります。

質問 16 : 古平町に売買等の交渉や契約の媒介をお願いできないのですか。

回答 16 : 空き家情報バンクは売買等を希望する物件所有者と利用希望者をマッチングするための制度です。交渉・契約等に関することについては、町は関与せず、当事者間で行っていただきます。

質問 17 : ホームページで公開される情報はどこまでですか。

回答 17 : ホームページで公開する情報は次のとおりです。

- (1) 登録番号
- (2) 物件の所在地
- (3) 売却又は賃貸の別
- (4) 希望価格
- (5) 概要（構造、面積等）
- (6) 設備状況、付属施設状況
- (7) 間取り図
- (8) 写真

質問 18 : 空き家情報バンクへの登録等の手続きはどこでできますか。

回答 18 : 古平町総務課が窓口です。